

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

| | | |
|------------------|--|---|
| 附属機関又は 会議体の名称 | 第9回 豊島区子どもの権利委員会 | |
| 事務局（担当課） | 子ども家庭部子ども若者課 | |
| 開 催 日 時 | 令和元年5月20日（月）午前10時00分～午前11時50分 | |
| 開 催 場 所 | 区役所本庁舎5階 庁議室 | |
| 議 題 | <p>1 開 会</p> <p>2 新任委員紹介</p> <p>3 議 事</p> <p>（1）「(仮称) 子ども・若者総合計画」策定スケジュールについて</p> <p>（2）「(仮称) 子ども・若者総合計画」について</p> <p>① 計画構成案について</p> <p>② アンケート・ヒアリング調査及び平成30年度委員会からの課題について</p> <p>③ 計画における施策体系案について</p> <p>（3）その他</p> <p>4 閉会</p> | |
| 公開の 可否 | 会 議 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名 |
| | 会 議 録 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 |
| 出席者 | 委 員 | 荒牧重人、安恩鏡、山下敏雅、佐賀豪、岡田実、山本道子、滝上俊恵、平本浩実、浜千加子、佐野華恵 |
| | 関係理事 者 | 子ども家庭部長、教育部長、保育課長、子育て支援課長、庶務課長、指導課長、放課後対策課長、障害福祉課長、生活福祉課長、男女平等推進センター長 |
| | 事 務 局 | 子ども若者課長、子ども若者課管理係長 |

審 議 経 過

【開会】

- ・ 新任委員紹介
- ・ 委嘱状交付
- ・ 事務局より資料確認

【協議事項】

会 長 今年度は、昨年度の調査や行政との対話を活かす形で「子ども・若者総合計画」の案を作成していきます。あまり回数がありませんので、委員の皆さんや事務局には、事前に検討していただくことが多くなると思いますが、よろしくお願いいたします。

 それでは議事に進みまして、全体の策定のスケジュールを頭に入れた上で、具体的な計画の検討に入りたいと思います。事務局からスケジュール案を説明して下さい。

事務局 【資料1 説明】

会 長 結構早いスケジュールになっています。今回と第10回で、計画案の柱や2020年度に少なくとも予算化してもらいたいことや重点的に取り組んでほしい問題などを出さないと、来年度の予算に間に合わないということになります。7月に青少年問題協議会との合同会議があり、ここで計画の目玉や、来年度から早急にやってもらいたいことをいくつか合意しておかなければならないということになります。

 11回、12回というわずか2回の会議で計画の大体のもとを決めて、11月にある青少年問題協議会との合同会議で「子ども・若者総合計画」の案を協議して、13回目で確認をした上で、ここではほぼ案という形で具体的な内容まで含めて入れておかないと、パブリックコメントが出来ないということになります。

 12月から1月にかけてのパブリックコメントという時期はずらせません。1月、もしくは2月上旬に、パブリックコメントを受けて修正案を作り、2月には答申をしないと、来年度からの総合計画にはならないので、パブリックコメントに出すために遡っていくとそのような計画になります。

 さらに事務局から説明していただいたように、子どもの計画なのに子どもたちの意見を聞かないのはありえないので、計画の目玉になる部分をいくつか子どもに説明をした上で、子どもから意見をもらうことになります。事務局に日程調整をしていただいてグループ分けをした上で、委員会と区が合同で子どもたちの意見を聞く場を設けたい。子どもたちが話しやすく、意見を言いやすいような状況を作るということですので、そのことに長けている委員を中心に事務局と相手方との日程調整をし、計画素案が出来る前後に子どもの意見を聞く場を設けておきたいということです。

 結構慌ただしい日程になりますが、このようなスケジュールで宜しいでしょうか。

ではこのスケジュールを念頭におきながら、具体的に計画の検討に入りたいと思います。今日は計画の理念や目玉になる部分の議論がある程度出来ればよいと思っています。その議論の前提として、これまでの委員会で検討した内容や、アンケート調査等が出てきた数字・意見があります。また、豊島区らしい計画をつくりたいということがありますので、文化や外国籍の子どもを含めた多文化共生など、豊島区が力を入れていることをどのようにしていくか考えたいと思います。この条例は虐待防止対策について先駆的に重視したものになっており、児童相談所の設置もありますので、虐待防止対策に止まらず、どのように子どもの救済制度を作り、機能させていくのかということもあります。計画の目玉になる部分のキーワードもいただきながら、そういったことを念頭に置いてこれから事務局の説明を聞いて頂ければと思います。

では計画案について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局

【資料2-1から3-5説明】

会長

資料の2-1をもう一度見ていただきたいと思います。第2章については、データをきちんと載せると同時に、3章以下の根拠になるものを示し、なぜこのような基本理念や体系にしたか示せないと勝手に計画を作ったのではないかということになります。

条例では30条に、推進計画においては8つの項目は対応しなさいということで、保護者等に対する子どもの養育支援、子どもの健やかな育ちに対する支援、この条例に関する情報の発信や啓発、学習の機会の確保、地域等における子どもの社会的参加の活動の啓発、子どもに関わる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障、児童虐待についての理解の向上及び防止、子どもの権利侵害に対する相談・援助・救済活動の整備を掲げています。この項目については、計画のこの部分にあるということの説明出来ないと、条例に基いたとは言えないことになります。資料3-1以降の中にこの項目はほとんど入っていますが、委員会でもありましたように、保護者や保育士、教職員など、子どもに関わる人をどのように支援していくかを合わせて考えなければ、子どもの権利保障に繋がらないということをはっきりしています。

資料2-1の計画全体の章立ては、大体どの計画もほぼこのような形になります。これは念頭においた上でこういう部分はちゃんと議論が反映されてるかどうかというご意見をまずいただきたいと思います。その上で、これまでの計画体系と、今度の計画との関連をどのように考えているかについて、改めて事務局から説明をしていただき、さらに議論を深めたいと思います。

まずこれまで議論した結果や、アンケートのところで、皆さんの意見が反映されてるかどうかご意見をお伺いしたいと思います。資料3-1について、皆さんの意見が反映されていますでしょうか。

委員

今まで把握している限りでは非常によくまとまっていると思います。

委員 資料２－２の豊島区の状況について、ここには虐待やいじめ、不登校といった権利侵害の状況のデータは入らないのでしょうか。

会長 ２章は先ほど言ったように３章以下の根拠になる部分ですので、権利侵害の状況も入ります。２章の中でどのように入れるかについては今後まだ検討することになりますが、先ほどの認知度の問題や、子ども自身がSOSをどこまで出して、どのように受け止められているかということも入ります。

よろしいですか。では次の計画案がどのような構造になっているか、事務局に説明していただき、気が付いたところ、反映、整理されていないではないかという点についてご意見いただきたいと思います。２章の根拠付けにあたる部分についてどうかというのが一つテーマとしてあって、その上で３章以降になります。では、まず事務局の方から、資料４について説明していただきたいと思います。

事務局 【資料４ 説明】

会長 ありがとうございます。子ども若者に関わる部分で、豊島区が今力を入れているところがあると思います。全体的には虐待防止の問題があって、児童相談所を設置するという状況の中で、児童相談所を設置すれば済む問題ではないということは、議論が出ていますよね。もう一つ、保育の無償化に伴って、保育の質とか、保育をどうするかという問題についても、全国的にも豊島区でも大きな課題になっています。

そのような中で、いじめ防止についても新たに条例を改正して取り組むことになっていますし、東アジア文化都市については、今年盛り上げていきたいということがあります。豊島区としてはこういうところが特にというところは何かありますか。

委員 他の区と比べてということですか。

会長 比べる必要はほとんど無く、豊島区が今力を入れていることについてです。

子ども家庭部長 豊島区はやはり文化政策でずっと街づくりをやってきたというところがあります。例えば文化と福祉とか、文化と子育てとか、文化と子ども、というような文化と〇〇というアプローチをいくつも掲げてやってきているということがあります。それが豊島区らしさということもありますし、これまで培ってきた草の根からの文化政策ということも子どもの権利の一つとして、子どもが文化の担い手であり、それを享受する存在であるということを感じたいという思いはございます。

会長 豊島区らしい計画という意味では、文化の取り組みというのは今取り組んでいて、今後も力を入れているものの一つです。理念や施策の柱を必ずこの４つにするということだけでなくとも良いので、文化というのは何らかの形で入れたいとは思っています。

委員

元々ある「子どもプラン」と、「子ども・若者計画」を合体させ、この権利条例の30条の項目を入れるということで、今まではその要素を持ってきて、今までと同じ項目だけど、権利という視点からもう一度構成し直すという趣旨ですよ。その趣旨がより明確になってきていて、例えば今回のアンケートで出た「公園がないからもっと増やしてほしい」という意見が計画の中で子どもの遊ぶ権利の保障という視点で構成されるというような、今後出てくる細かい点が計画でどのように構成されるかのイメージが共有できて非常に良いと思いました。

30条の1から9までを見ていくと、それぞれ計画体系の中に該当するものがあるのですが、6番の子どもに関わる施設等におけるこの条例で定められた子どもの権利の保障がどこに入るのか分からなかったです。他は結構明確なのですが、おそらく30条6の言わんとしていることは、子どもに関わる施設という定義があって、施設や学校、その他子どもの関わる場所です。そこでどのように子どもの権利が保障されているかについてこの案を見ると、学校に関わるのは例えば権利に関する学習のところ。しかし、30条の6が言っているのは子どもの権利について教えるということだけではなくて、例えば学校の中でいじめを受けない、安心して過ごせる、学校の中で意見が言える、学ぶ権利が保障されるなどといったを含めて全部のことだと思います。あとはジャンプや保育園、プレーパークなどいろいろな施設の大人たちが、子どもの権利を保障するためにどのようなことをしましょうということが、この中で見えにくかったことが引っかかりました。

今回、全般的に子どもの権利条例の認知度が下がっています。これは頑張っていかなければいけないところですが、私がいつも思うのは、権利という言葉はとっつきにくいから特別なものになり、授業で年に1回やって終わりになってしまったり、教える方がそもそも分かっていないから伝えられずにパンフレット渡して終わりになってしまい、余計に分からなくなっていくということです。日常的に人権を扱ってる立場からすると、権利はそんなに特別なことではなく当たり前の日々の中のことで、学校で給食毎日食べてるのと同じくらい身近でなければいけないものです。それを伝えるためにも、子どもと普段から関わっている施設の大人の方々が日常的に伝えられていく、権利という言葉を使わなくてもそれが保障されているのがどういうことなのか実感出来るように、子どもたちに伝えていくためにはどのようにすればいいだろうという観点が計画の中にさらに入っていると、より条例を反映させることにもなるし、より子どもたちにも権利を伝えることにも繋がると思いました。

委員

豊島区の強みを考えた時に、大学との連携が強いと思いました。立教だけでなく学習院も豊島区ですよ。大学や地域の良さも出ていたので、地域の大学とも連携して子どもを見るということを入れると良いと思います。

会長

重要な視点ですね。これも何らかの形でどこかに入れたいですよ。他にいかがでしょうか。

理念的に入れてほしいキーワードのことも、具体的な事業のことも構いません。最後は区が今度どのような事業をするかということに落とし込まないといけないので、ここまでは委員会の役割だというように考える必要はありません。理念的なことや、このような事業が必要ではないかということを含めてどうぞ。

委員

豊島区の特徴が何かといった時に、大学がいくつかあり、かつ都心にあるので、全国、国外からも人が集まってきて、それこそ文化もいろいろ集まっています。子どもたちの現場を見ていると、子どもたちが接する大人は非常に限られています。親か、学校の先生か、せいぜい習い事の人かになってしまい、20代30代ってこんなに生き生きした人たちがいるとか、あるいは、社会のために頑張ってる人たちがこんな人たちがいるだとか、20代30代40代それぞれに悩みを抱えてて、そんなに完璧に振る舞ってる大人ばかりではないということも含めて、本当は子どもたちがみられるといいなという思いがあります。

また、アンケートを見ると、子どもの時には自己肯定感が高い一方で、若者になると下がっていています。変な大人に子どもが接すると困るというのがありますが、それを抜いても世代間の交流がなさすぎて、子どもたちが主体的に育っていくという人権の観点から見た時に、大学生や大学という機関が人権という観点から繋がっていくことが非常に大事だと思いました。今回豊島区の場合は、子ども若者計画で若者とリンクしているから、より大学生、大学機関と子どもたちと繋がっているという意見はすごく良いと思います。

委員

豊島区の良いところとして、区の職員の方の男女比で、非常に女性比率が上がったことがあると思います。男女平等の推進であったり、子育て支援がとても充実していて、これも豊島区が一番になったことは特筆すべきことだと思いました。また、同性のパートナーシップ条例など、多様性を認めている区だということはアピールしたらどうかと思います。

理念で言うと、そもそも条例と条約と法律と憲法のようなルールの整理が出来ていないので、背景として日本が条約を批准した結果こうやっているということをごどこかに入れることでより説得力が出ると思います。子どもの権利はわがままになるから持たない方が良く、もっと責任やルールをとという方々もいますが、国がルールを守りますと手を上げているのだから、そこを豊島区はやっていてすごい区だないつも思っています。そのようないまい巻き込み方、書き方が出来れば良いと思います。

障害福祉課長

先ほどお話があった自己肯定感のことで、豊島区は他の自治体よりも自己肯定感が少し高いということで、非常に嬉しい思いがしました。保健所に AIDS 知ろう館というものがあり、子どもたちに正しい知識をとということで、中学校向けに感染症予防の切り口でお話をさせていただいております。そこで養護教諭の先生とも話をした時に、やはり自己肯定感がしっかりしていないと NO と言えないということがあり、少し学

校の先生方にもご協力いただいてアンケートを取りたいということで、20年以上前にアンケートを取りました。やはり自己肯定感の高い子どもは、きちんと嫌なことは嫌だと言えるし、周りからも愛されてると思うし、周りからも必要と思われてる、こういったデータが出ていまして、自己肯定感ということ 키워ワードに、そういったところを教育すると成果が出てくるのかなと思います。

また、基本理念に地域全体で支えるまちづくりというのがあります。地域全体というのは非常に漠然としていますが、皆誰もが関わることのできる共通のところだと思います。やはり地域の子ども会やお祭りなど、そういった体験等を通して、地域の方が子どもに関わっていく、そういったところをもっと豊島区らしさに反映できるようにまとめられると良いのではないかと思います。

委員

少し視点が違うかもしれませんが、先ほどのアンケートのまとめの中に、学校に行きたくないという子どもが小学生で4割、中高生で5割います。やはり学校へ行って学ぶということと、学校に行って友達と一緒に自分を磨き合うということが、大きな子どもの権利の一つだと思います。4割5割の子どもが学校に行きたくないという気持ちを持っているというのは、家庭の問題なのか、学校の問題なのか、地域全体の問題なのか、この問題をどこかで解決しないと、我々子どもを見守る側として、本当に子どもの権利を守れるのかという思いがしました。

委員

大学との繋がりというのは中学校にとって本当に有難いことで、大正大学も中学校と連携させていただいています。家庭的に苦しいおうちのお子さんや、日本語もままならない外国籍のお子さんを放課後特別にご指導いただいている関わりや、また子どもを見ていると、多忙感があって毎日過ごしているなというのを感じます。学校に行きたくないというお話がありましたが、反対に私は子どもたちに無理して学校に来なくていいということも言います。嫌なことあったらお休みして良いし、1回立ち止まって一息ついてからまた来れば良いし、不登校になったことが全てゼロにしてしまうようについ考えてしまうので、そうではなくいろいろな考え方を持ってやれば良いんだよと、リラックスさせるような気持ちをなるべく作るように話すようにはしています。

また、お休み明けに宿題が苦痛で学校に来れなくなってしまうというお子さんがいらっしゃるということもあるので、宿題が出せなくても無理に強制はしないというようにしています。学校現場でも工夫をしながら取り組んでいるところでございます。

委員

このような態度や姿勢は非常に良いと思うし、この計画案の中で地域と学校がこういう協調の姿勢を持って接するということが出れば良いなと思いました。課題の中でも、学校の中でいくつか解決しないといけないものが出てくるのに、全体の計画案を見ると学校という視点があまり出ていないので、詳しく施策を作る時には学校という視点が少し見えると良いと思います。

委員 先ほどの話が30条の6号の子どもに関わる施設の方々がどのように子どもに接するののかということに繋がるのだと思います。嫌だったら嫌と言っていいとか、勉強する権利は学びたいという思いを皆で保障する権利なんだということも含めて、先生たちが「そんなこと言ってないでやりなさい！」ではない態度で接していくというマインドが必要ということが、計画の中身と繋がっていくのだと思いました。本当に先生方は忙しいし、いろいろな保護者さんもいらっしゃるし、上からもいろいろ言われたり、子どもの権利というマインドで接している余裕も無い中で、この計画の中でそのような考えを伝えていける計画になればいいなと思いました。

会長 この計画ではどうしても収まりきれない部分があるので、重複する部分は出てくると思います。子どもが成長する場における取り組みをどうするかという問題は、その場にいるスタッフの支援や条件整備も含めて検討することになります。

また、今回の計画は産まれる前後から、切れ目なく、途切れなく、ずっと若者まで検討するということになります。子どもの権利の普及や啓発の問題についても、子どもの権利という言葉は使わないとしても、例えばブックスタートとか、保健所の講習会や、保健師さんの研修といったところから、途切れなく系統的にやっていかないとならず、学校に入ってからパンフレットを配るということでは遅いのです。ですから、産まれる前後から若者期までのことをどのように考えるかという視点も必要になってきます。計画になると、そのような観点で全部を貫くというわけにもいかず、分野ごとになっていきます。全体を説明する意味でも、子どもの権利を基盤にしているとか、産まれる前後から切れ目なくやっているとか、場におけることを大切にしているというような説明をしていくことも必要になってくると思います。

一方で、章立ての中に場とそこにいる人の支援という章立てがあっても構わないのです。国の法定事業として子ども・子育て支援事業計画を入れないといけないので1つの章立てにしていますが、この辺りも重複してきます。そのような中で思い切って、場における権利保障と場の保護者・保育士・教職員の支援などを入れた章を作っても構わない。

そのような意味で、どうしても計画の中で重複することが出てくるということはお許し願いたいと思います。

委員 従前、要支援児童・要保護児童の支援という項目があって、児童虐待防止対策の強化ということだけになっています。従前は社会的養護下にあったお子さんというのは、東京都で保護をしていたのを、今後児童相談所を作った場合は豊島区で行うということになります。そうなった場合に、児童虐待防止対策だけではなく、実際に児童虐待を受けたお子さん、社会的養護となったお子さんについても、いかなる保護を与えていくかを豊島区で考えないといけないという観点も入れないといけないのではないかと思います。豊島区にも14家庭ほど里親さんがいらっしゃいますが、その里親さんについて、

里子さんを学校に行かせるにあたって実名を語らせるお子さんもいるし、いじめ等があった時のことを考えて里親さんの名前を通称名で使わなければいけないという配慮等があります。実際に社会的養護下にあるお子さんについての特別な配慮も、今後豊島区が児童相談所を設置するならば、考えないといけないと思いました。その項目を入れるかどうかは別にしても、その視点は入れていただきたいなと思いました。

会 長 重要な点ですね。その項目を入れるかどうかというのは重要な問題で、今の問題も含めて、子どもの貧困対策という形で項目を入れるのかということがあります。それとも、実際には全体の取り組みをすること自体が貧困対策になり、またそうしていかないと対策にならないので、それを貧困対策という形で入れるのか、どうするかという問題も出てきます。

委 員 外国籍の子どもの問題も難しく、在留資格がない場合は、区のサービスを受けられません。子ども家庭支援センターで関わっている外国籍のお子さんでも、行政サービスが使えないお子さんの保護をどうするかというケースが増えています。豊島区子どもの権利条例は子どもの国籍や在留資格を問いませんので、全ての子どもに対して、そのような兼ね合いも考えないといけないのかなと思いました。その中で先ほどの児童相談所設置もあったので、一度ご検討いただいた方が良いかもしれません。

会 長 項目立てにするか、例えば社会的養護のように個別の問題に対する取り組みをどこかで記載した上でこのような項目立てにしていますと説明するというやり方もあります。どのように判断するかは委員会と区の方で、もう少し検討をしないとけないと思います。

委 員 2点あります。

まず、今は虐待防止対策だけになっていて、今度豊島区に児童相談所が出来た時には、実際に虐待が起きた後の社会的養護の問題が出てくると思います。豊島区のお子さんは豊島区で守るという方向だとすると、計画の中にそういったマインドが入ると非常に良いと思いました。先ほど貧困というお話がありましたが、必ずしも貧困には限られないと思いますので、実際の虐待の防止からその先実際に権利侵害が起きてしまった後のお子さんの、あるいはそれを支える地域の方々を区として支えますということが必要だなと思ったのが1点です。

もう1点が、在留資格のない外国籍のお子さんについては、計画にどこまで入れるかはイメージが湧かないと思いました。行政として法定で受託でやっているもので出来るもの出来ないものもあると思います。計画までいくかどうかは別として、この条例のマインドとしては、在留資格がなくても、あるいはお子さんからしたらどこに産まれてくるかは選べないので、在留資格のない家庭に産まれてきて、仮に区として出来ることに限界があったとしても、ちゃんと支えていくというマインドを持てるよう

なことが条例の理念としてあると思っています。ただそれを計画の中にどう書くかというのが難しい。学校の先生方や、子どもに関わる大人たちに、在留資格がないお子さんであったとしても、それは子どもの責任ではないし、だからこそ支援をしていくというマインドを持てるようにしたいと思います。どのようになるかは分かりませんが、問題意識は伝わったと思います。

委員

先ほどの話に関連して、医療が必要な赤ちゃんが産まれた時にどうするかというと、一時保護してもらうことになります。児童福祉法は国籍要件がないので、在留資格関係なく医療を受けられます。そういったことは、今までは東京都がやっていたことを今度は豊島区で判断しないといけなくなります。外国籍のお子さんに関しても、今までは権利条例だけで考えて良かった問題が、在留資格等込みで児童相談所でこの権利条例に基いて判断しなければいけなくなった時に、現場のワーカーはいろいろ悩むのではないかと思います。

計画に載せるかは別として、少なくとも豊島区の職員はこれに拘束されることになりますので、これに則って在留資格のない外国籍のお子さんをどうしていくか考えなくてはいけないのかなと思います。

子ども家庭支援センターにしても、豊島区は他の自治体とは違った取り組みをやっているということから、そういった問題に先に当たるのは豊島区ではないかなと思って話をさせていただきました。

委員

区民ひろばに来る方等、近隣の区の方の受け入れを豊島区はよくやっています。講座についても、ある区では他区だと参加出来ないが、豊島区は参加出来る。他区からの人たちの受け入れが良いのも豊島区の特徴だと思います。他区の方も子育てに関する講座を受けやすいということや、学校の選択制で近隣からの受け入れもありますので、豊島区における近隣の方の受け入れについて何か他と比べて特徴があるのであれば、誰でも受け入れましょうという区にして欲しいと、矛盾はあるにしても感じました。

会長

豊島区が先駆的にやっている取り組みを、進めることはあってもストップをかける計画になってしまうと話になりません。先駆的にやっている取り組みや特徴的な取り組みをさらに進めるような計画にして、その中で理念的なもので書かざるを得ない部分と、より具体的に記述していいことはその時に判断するとして、先ほどから出ていることはどこかに規定することが必要になるのではないかと思います。

委員

権利擁護委員について、ジャンプに来ない子どもへのアプローチは、権利擁護委員が子ども家庭支援センターの会議等に参加して、アウトリーチするという形をとっています。しかし、第三者機関という観点からすると、アウトリーチは本当はよろしくはないのです。

ただ、第三者機関で申し立てを待つということになると、どうしても親からのいじ

めに関する人権救済の申し立てばかりになってしまい、逆に福祉系の相談は受けられなくなってしまう。第三者機関制を強めていただく方向はやっていただきたいと思うのですが、他方で第三者機関制と相反する関係はあるにはあると思いますが、アウトリーチもやはり一定限度残す方向で計画に残して頂けると良いと思いました。

会 長 基本的には第三者機関といっても、アウトリーチを現実にはたくさんやっています。だから、対立するものではないと理解しているし、全国にある30ほどのところにおいてもそのように言っています。

事務局 アウトリーチについて、確かに今まで権利擁護委員会の方をお願いしていたところですが、昨年度から豊島区としても、子ども若者の相談を受けるということでアシストしを立ち上げました。そこで非常勤の専門職として支援員のワーカーがおります。これからのやり方は模索中ですが、アウトリーチの方はそちらに任せられるように力をつけていきたいと思ひますし、その上で擁護委員会の方々には第三者機関としての立場というところで、少し住み分けをしていけたら良いと思ひます。

委 員 権利擁護委員の領分的には申し立てに当たって意向調査という名目でアウトリーチをやっております。子どもの意向確認をしないと申し立ての意思が分からないので、計画でアウトリーチを正面から認めるという文言が1つあると良いと思ひます。

委 員 権利擁護委員がジャンプに行くのは、おそらく普及啓発というか、法律や権利がなんだろうというのを雑談の中で知ってもらおうという目的でやっていて、その結果、そこで相談が来るという位置付けです。もちろん計画の中で、権利擁護委員だけでなく区として全体的にそのようなことをやっていくという方向性があると非常に良いと思ひます。やはり子どもたちからするとパンフレットを渡されたり授業だけだと、権利について分からないのですが、相談に乗ってもらおうことで、権利が保障されるってこういうことなんだと実感されることが一番大事だと思ひます。

会 長 いずれにしても、この問題は児童相談所の設置とも関連します。
 条例からすると、少なくとも居場所を作って、居場所と第三者機関が繋がるとしても、その中にははじめの問題や虐待の問題なども相談の中に入ってきますので、救済機関同士がどのように連携をするかということも、区民や子どもにとって分かりやすくしていかないといけない部分があります。事務局としては、それだけに集中して議論をする会を持ちましょうという提案をしています。

委 員 体系のことにに関して、このように区の施策がいろいろな計画案に基づいてやっているということを全然知らなくて、ありとあらゆる計画がある中で、セーフコミュニティという活動をたくさんやっていると思ひます。施策同士の横の繋がりがあると一石

二鳥で周知も出来ると思いました。また、大きな括りが4つある中で、例えば子どもの安心・安全で分けて章立てについて、アンケートを個別に見ると安全面のことや、歩きたばこをやめて下さいなど環境についての意見も結構ありましたので、そういうものが一目瞭然で分かるが良いと思いました。区が施策をしやすくするための計画でもあります、たくさんあると区民の方でも全部読む人もいないと思うので、気持ちの面の安心と環境整備の安全、分かりやすくいうと心の安全、体の安全のような章立てもありかなと思いました。

委員

ヒアリング結果を見ると、子ども食堂で一番本音が出ていたので、これからもっとそれが豊島区に広がっていけばいいなと思います。

全体では、子ども食堂やプレーパークなど、もっと中身の充実させて欲しいと思います。プレーパークもよく出来てますが、区に1つしかありませんし、今年4月から年中無休になりました。私たちは良いことと思っていますが、やはりスタッフの待遇改善など、中身の充実をこれから検討していただきたいと思います。

委員

先ほど不登校の話題もありましたが、もちろん友人や先生方との関係、勉強のことも踏まえつつ、今はネット依存の問題もあります。ネットを深夜までやっていて昼夜逆転してしまうというケースが小学校低学年から出てきていて、それで朝起きられなくて、そのままずるずる不登校という事案も出ているところです。

また、野田市の虐待の件もあって、親御さんのしつけの範囲での括りがそれぞれ違って、これはしつけですと言われると、ためらわず通告とはあっても学校としてはなかなか関係機関に言えないという状況があります。その辺りで保護者の方の意識や、遅くまで塾通いをさせるのも子どもにとってどうなのか、親に言われるとどうしてもNOとは言えなくてしぶしぶやっていたりというところで、すごく苦しさを感じている子どもたちが小学校を見ていてもいます。

そういったところで、学校に来る楽しさを見出して、毎日楽しく生き活きと学校生活を送れるようにということで、日々工夫はしているのですが、こういったところで、子どもたちも自分の権利を知り、親御さんも子どもを大切にしていく上での権利というものの普及啓発というところを、ぜひこういったものを基盤としながら広めていけるといいなと思いました。

委員

教育する場合の権利を出した時に、具体的に親はどう関わればいいのか分かりにくい中で、国連で採択され、日本も批准している「子どもの権利条約」には意見表明権が定められています。子どもが泣いている、感情を放出してる、それが意見表明に当たる。だから親が泣くんじじゃないとか、保育士がママと別れる時に泣いちゃだめと言うことも、それは実は人権侵害で権利侵害だと、身近なところに落とし込んだ伝え方が大事です。こういう条文があるからこうではなくて、身近なことから人権を考えようということで、泣いていたら気持ちを受け止めるだけでも落ち着くのに、泣くんじ

やないと言うのはそれ自体が権利侵害だということも伝えられるように、生活に密着したやり方を模索するとどうかと思います。

会 長

今、行政の研修でも身近な事例を取り上げながらやっています。

虐待死事件を1つのきっかけとして、保護者の家庭における体罰を法律で禁止するという動きがあります。禁止だけでは不十分ですが、禁止すると同時に、体罰によらないしつけ等をどのようにしていくかについて広報普及に留まらず、具体的なキャンペーンを展開しなさいということです。こうしなさいということになると、ますます親も子どもも教職員も窮屈になりますので、このようなやり方もありますよというような、具体的な広報普及のあり方や研修のあり方を検討して頂ければと思います。計画のどこかでそのようなことの根拠づけになるような文言は入れる必要があるかなどに思います。

会 長

他に計画案に意見がなければ、新しく作成した子どもの権利のリーフレットについて、事務局からご説明いただきたいと思います。

事務局

【参考資料 説明】

事務局

クリアファイルの絵はジャンプの利用者の方が描いてくれたものです。

会 長

このリーフレットは、教育委員会や校長会も含めて、どのように活用すればいいかをさらに詰めてもらうことになっています。この点についてご意見ありますか。

委 員

アンケートの調査の自由記述で子どもの権利条例を生徒手帳に入れたら良いという意見がありましたが、それは教育委員会側ですぐに出来ることなのかなと思いました。あと、母子手帳にも子どもの権利条例は入っているのでしょうか。

庶務課長

母子手帳について、先日の改正で子どもの権利条例を入れようという意見はありましたが、最低限の東京都版ということになり、入れることは出来ませんでした。

委 員

今年の生徒手帳のきまりのところで、生徒会から権利条約を入れようという話が出たのですが、厚くなってしまふことと、もう少し違う形で出来ないかということで無くなりました。

事務局

先日出席した研究会での大阪の市の方から報告で、小学校の先生だったと思いますが、各教室に権利条例が張ってあるというお話がありました。大変だとは思いますが、そのような自治体もあるということです。

会 長 母子手帳については既に、権利条約や権利条例の抜粋を載せているところもあります。つい最近では世田谷区が、子どもの意見で母子手帳に載せましょうということで区に提案をして、区長がそれを受けて母子手帳に条約を載せるということになりました。引き続き豊島区としてもそのような声が出てる部分を踏まえて、どのようにやっていけば良いかというのを検討していただきたいです。やはり学校で条約条例を学ぶというだけでは不十分なので、産まれてから親・保護者に対してどのように啓発をするかを含めて取り組んでいく。子どもの権利というのをストレートにしないで、例えば豊島区もやっているようにブックスタートなど、いろいろ取り組みはあります。

庶務課長 母子手帳には、子どもの権利がどうということではなく、予算上つきませんでした。

子育て支援課長 子育て支援課が発行している子育て情報ハンドブックが今度6月に改訂されますので、その中に入れる形にはなっております。

庶務課長 これは生まれた子どもの保護者全員に配ります。

会 長 ぜひそういう形で、計画の中でもその文言をどのように入れるかというのは検討したいと思います。他に何か議題はありますか。

それでは、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

| | | |
|--------------|--------|--|
| 提出された 資料等 | 資料 1 | 「(仮称) 子ども若者総合計画」策定にかかる令和元年度スケジュールについて |
| | 資料 2-1 | 「(仮称) 子ども・若者総合計画」計画構成案について |
| | 資料 2-2 | 豊島区の状況について |
| | 資料 3-1 | アンケート・ヒアリング調査からわかったこと、権利委員会で議論された意見・課題 |
| | 資料 3-2 | アンケート調査結果から得られる課題の概要 |
| | 資料 3-3 | アンケート調査自由記述 |
| | 資料 3-4 | ヒアリング調査結果 |
| | 資料 3-5 | 平成 30 年度子どもの権利委員会で提示された課題の概要 |
| | 資料 4 | 「(仮称) 子ども・若者総合計画」施策体系案 |
| | 参考資料 1 | 豊島区子どもの権利委員会委員名簿、区理事者名簿 |
| | 参考資料 | 「豊島区子どもの権利に関する条例」周知用リーフレット (一般用) |
| | 参考資料 | 「豊島区子どもの権利に関する条例」周知用リーフレット (中学生用) |
| | 参考資料 | 「豊島区子どもの権利に関する条例」周知用クリアファイル |
| | 会議録(案) | 第 8 回豊島区子どもの権利委員会 |